

令和 4 年 第 2 回

茅ヶ崎市議会定例会議案書

その 2

令和 4 年 6 月 2 2 日 提出

目

次

議案第 4 6 号	令和 4 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 5 号) -----	1
議案第 4 7 号	令和 4 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会 計補正予算 (第 1 号) -----	2 0
議案第 4 8 号	茅ヶ崎市博物館条例 -----	2 4
議案第 4 9 号	茅ヶ崎市文化資料館条例の一部を改正 する条例 -----	2 8
報告第 1 3 号	専決処分の報告について -----	2 9
報告第 1 4 号	専決処分の報告について -----	3 0

令和4年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第5号）

令和4年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,107,825千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79,119,475千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年6月22日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		14,801,356	817,625	15,618,981
	2 国庫補助金	3,091,319	817,625	3,908,944
16 県支出金		6,186,091	1,569	6,187,660
	2 県補助金	1,425,397	1,569	1,426,966
20 繰越金		805,949	287,231	1,093,180
	1 繰越金	805,949	287,231	1,093,180
22 市債		2,882,200	1,400	2,883,600
	1 市債	2,882,200	1,400	2,883,600
歳 入 合 計		78,011,650	1,107,825	79,119,475

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		8,390,458	59,028	8,449,486
	1 総務管理費	6,558,584	59,028	6,617,612
3 民生費		36,904,735	202,520	37,107,255
	1 社会福祉費	16,234,457	3	16,234,460
	2 児童福祉費	16,480,810	202,517	16,683,327
4 衛生費		10,011,265	7,270	10,018,535
	1 保健衛生費	5,195,005	4,976	5,199,981
	2 清掃費	4,816,260	2,294	4,818,554
7 商工費		1,596,255	555,500	2,151,755
	1 商工費	1,596,255	555,500	2,151,755
8 土木費		5,972,462	19,644	5,992,106
	4 都市計画費	3,405,356	19,644	3,425,000
9 消防費		3,141,164	0	3,141,164
	1 消防費	3,141,164	0	3,141,164
10 教育費		5,182,107	263,863	5,445,970
	2 小学校費	1,449,576	110,569	1,560,145
	3 中学校費	778,467	52,494	830,961
	4 学校給食費	529,185	63,813	592,998
	5 社会教育費	1,347,419	36,987	1,384,406
歳 出 合 計		78,011,650	1,107,825	79,119,475

第 2 表 地 方 債 補 正

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
消 防 車 両 整 備 事 業 債	113,700	115,100
計	2,882,200	2,883,600

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	14,801,356	817,625	15,618,981
16 県支出金	6,186,091	1,569	6,187,660
20 繰越金	805,949	287,231	1,093,180
22 市債	2,882,200	1,400	2,883,600
歳 入 合 計	78,011,650	1,107,825	79,119,475

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	8,390,458	59,028	8,449,486
3 民生費	36,904,735	202,520	37,107,255
4 衛生費	10,011,265	7,270	10,018,535
7 商工費	1,596,255	555,500	2,151,755
8 土木費	5,972,462	19,644	5,992,106
9 消防費	3,141,164	0	3,141,164
10 教育費	5,182,107	263,863	5,445,970
歳 出 合 計	78,011,650	1,107,825	79,119,475

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定	財 源		一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	59,028
201,450	0	0	1,070
0	0	0	7,270
555,500	0	0	0
0	0	0	19,644
△1,569	1,400	0	169
63,813	0	0	200,050
819,194	1,400	0	287,231

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	14,801,356	817,625	15,618,981
2 国庫補助金	3,091,319	817,625	3,908,944
2 民生費国庫補助金	2,001,116	201,450	2,202,566
4 商工費国庫補助金	9,500	555,500	565,000
6 消防費国庫補助金	28,816	△3,138	25,678
7 教育費国庫補助金	298,775	63,813	362,588
16 県支出金	6,186,091	1,569	6,187,660
2 県補助金	1,425,397	1,569	1,426,966
1 総務費県補助金	66,116	1,569	67,685
20 繰越金	805,949	287,231	1,093,180
1 繰越金	805,949	287,231	1,093,180
1 繰越金	805,949	287,231	1,093,180
22 市債	2,882,200	1,400	2,883,600
1 市債	2,882,200	1,400	2,883,600
6 消防債	113,700	1,400	115,100
歳 入 合 計	78,011,650	1,107,825	79,119,475

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
4 地方創生臨時 交付金	201,450	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	201,450
1 地方創生臨時 交付金	555,500	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	555,500
1 消防費補助金	△3,138	1 緊急消防援助隊設備整備費補助金 (1 / 2)	△3,138
5 地方創生臨時 交付金	63,813	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	63,813
1 総務管理費補 助金	1,569	2 市町村地域防災力強化事業費補助金	1,569
1 前年度繰越金	287,231	1 前年度繰越金	287,231
1 消防債	1,400	1 消防車両整備事業債	1,400

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 総務費	8,390,458	59,028	8,449,486		
1 総務管理費	6,558,584	59,028	6,617,612		
6 財産管理費	345,458	50,152	395,610	一般財源	50,152
8 支所及び出張所費	42,041	360	42,401	一般財源	360
13 文化行政費	475,860	8,516	484,376	一般財源	8,516
3 民生費	36,904,735	202,520	37,107,255		
1 社会福祉費	16,234,457	3	16,234,460		
2 障がい者福祉費	6,271,834	3	6,271,837	一般財源	3
2 児童福祉費	16,480,810	202,517	16,683,327		
2 児童保育費	10,800,445	201,450	11,001,895	国庫支出金	201,450
4 児童福祉施設費	428,730	1,067	429,797	一般財源	1,067
4 衛生費	10,011,265	7,270	10,018,535		

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 需用費	50,152	10 庁舎維持管理経費 50,152
5 光熱水費	50,152	
11 需用費	360	20 支所維持管理経費 360
5 光熱水費	360	
11 需用費	8,516	50 美術館管理運営事業経費 5,939
5 光熱水費	8,516	180 ネスパ茅ヶ崎ビル維持管理経費 2,577
22 補償補填及び賠償金	3	10 障がい者福祉管理経費 3 1 障がい者福祉管理経費 3
12 役務費	450	110 新型コロナウイルス感染症対策事業費 201,450
1 通信運搬費	230	
3 手数料	220	
13 委託料	1,000	
19 負担金補助及び交付金	200,000	
11 需用費	1,067	20 保育園施設維持管理経費 1,067
5 光熱水費	1,067	

款 項 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					区 分	金 額
	1 保健衛生費	5,195,005	4,976	5,199,981		
	4 環境衛生費	162,020	4,976	166,996	一般財源	4,976
	2 清掃費	4,816,260	2,294	4,818,554		
	2 じんかい処理費	2,907,312	2,294	2,909,606	一般財源	2,294
7	商工費	1,596,255	555,500	2,151,755		
	1 商工費	1,596,255	555,500	2,151,755		
	1 商工振興費	1,517,912	555,500	2,073,412	国庫支出金	555,500
8	土木費	5,972,462	19,644	5,992,106		
	4 都市計画費	3,405,356	19,644	3,425,000		
	1 都市計画総務費	2,884,138	19,644	2,903,782	一般財源	19,644
9	消防費	3,141,164	0	3,141,164		
	1 消防費	3,141,164	0	3,141,164		
	3 消防施設費	190,186	0	190,186	国庫支出金	△3,138
					県支出金	1,569
					地 方 債	1,400
					一般財源	169
10	教育費	5,182,107	263,863	5,445,970		

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
11 需用費	4,976	60 斎場施設管理運営経費	4,976
5 光熱水費	4,976		
11 需用費	2,294	10 環境事業センター管理経費	2,294
5 光熱水費	2,294		
11 需用費	500	120 新型コロナウイルス感染症対策事業費	555,500
1 消耗品費	500		
13 委託料	555,000		
19 負担金補助及び交付金	19,644	40 公共下水道事業会計負担金	19,644

款 項 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					区 分	金 額
	2 小学校費	1,449,576	110,569	1,560,145		
	1 学校管理費	1,147,884	110,569	1,258,453	一般財源	110,569
	3 中学校費	778,467	52,494	830,961		
	1 学校管理費	607,404	52,494	659,898	一般財源	52,494
	4 学校給食費	529,185	63,813	592,998		
	1 学校給食管理費	529,185	63,813	592,998	国庫支出金	63,813
	5 社会教育費	1,347,419	36,987	1,384,406		
	2 文化財保護費	573,286	25,070	598,356	一般財源	25,070
	3 公民館費	72,415	4,063	76,478	一般財源	4,063
	5 青少年施設費	58,315	4,997	63,312	一般財源	4,997

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
11 需用費	110,569	20 一般管理経費	110,569
5 光熱水費	110,569		
11 需用費	52,494	20 一般管理経費	52,494
5 光熱水費	52,494		
19 負担金補助及 び交付金	63,813	60 新型コロナウイルス感染症対策事業費	63,813
1 報酬	1,336	90 (仮称) 茅ヶ崎市歴史文化交流館整備事業費	25,070
4 共済費	6		
9 旅費	253		
1 費用弁償	253		
11 需用費	22,497		
1 消耗品費	31		
4 印刷製本費	42		
5 光熱水費	22,424		
13 委託料	978		
11 需用費	4,063	30 施設維持管理経費	4,063
5 光熱水費	4,063		
11 需用費	4,997	10 青少年会館管理経費	2,132
5 光熱水費	4,997	30 茅ヶ崎公園体験学習センター管理運営経費	2,865

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						区 分	金 額
		6 図書館費	151,823	2,857	154,680	一般財源	2,857
歳 出 合 計			78,011,650	1,107,825	79,119,475		

教育費

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 需用費	2,857	10 図書館事業費 2,857 1 管理運営経費 2,857
5 光熱水費	2,857	

補正予算給与費明細書

1 特別職

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費		合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	その他の 特 別 職	2,053	130,154	130,154	130,154	
	計	2,085	284,378	444,302	504,839	
補 正 前	その他の 特 別 職	2,046	130,014	130,014	130,014	
	計	2,078	284,238	444,162	504,699	
比 較	その他の 特 別 職	7	140	140	140	
	計	7	140	140	140	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費		共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	1,596 (1,558)	1,137,915	12,994,409	2,287,907	15,282,316	
補 正 前	1,596 (1,555)	1,136,719	12,993,213	2,287,901	15,281,114	
比 較	0 (3)	1,196	1,196	6	1,202	

※表中()は、短時間勤務職員について外書きしたものです。

※職員数には、育児休業を取得した職員の代替として採用している任期付職員を含みます。

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費		共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1,479)	1,137,915	1,302,274	154,718	1,456,992	
補 正 前	(1,476)	1,136,719	1,301,078	154,712	1,455,790	
比 較	(3)	1,196	1,196	6	1,202	

※表中()は、短時間勤務職員(常時勤務を要する職員に比し、勤務時間が短い職員)について外書きしたものです。

地 方 債 に 関 す る 調 書

(単位 千円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み			当 該 年 度 末	
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			現 在 高 見 込 額	
		補正前の額	補 正 額	計	補 正 前	補 正 後
1 普 通 債	37,352,609	2,385,100	1,400	2,386,500	36,766,454	36,767,854
(9) 消 防	707,202	113,700	1,400	115,100	697,679	699,079
合 計	64,168,859	3,555,100	1,400	3,556,500	62,154,406	62,155,806

令和4年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和4年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和4年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第1款 公共下水道事業収益	5,720,208千円	19,644千円	5,739,852千円
第1項 営業収益	4,304,729千円	19,644千円	4,324,373千円
支出			
第1款 公共下水道事業費用	5,332,198千円	19,644千円	5,351,842千円
第1項 営業費用	4,798,421千円	19,644千円	4,818,065千円
令和4年6月22日提出			

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

令和4年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 公共下水道 事業収益			5,720,208	19,644	5,739,852	
	1 営業収益		4,304,729	19,644	4,324,373	
		2 他会計負担金	1,355,932	19,644	1,375,576	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 公共下水道 事業費用			5,332,198	19,644	5,351,842	
	1 営業費用		4,798,421	19,644	4,818,065	
		2 ポンプ場費	204,832	19,644	224,476	

令和 4 年 度 茅 ヶ 崎 市 公 共 下
収 益 的 収 入

収 入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 公共下水道事業収益	5,720,208	19,644	5,739,852
1 営業収益	4,304,729	19,644	4,324,373
2 他会計負担金	1,355,932	19,644	1,375,576

支 出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 公共下水道事業費用	5,332,198	19,644	5,351,842
1 営業費用	4,798,421	19,644	4,818,065
2 ポンプ場費	204,832	19,644	224,476

水道事業会計補正予算説明書
及び支出

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般会計負担金	19,644	1 雨水処理負担金 19,644

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 動力費	19,644	20 施設管理費 19,644

茅ヶ崎市博物館条例

(趣旨)

第1条 この条例は、博物館法（昭和26年法律第285号）に基づき、茅ヶ崎市博物館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置、名称及び位置)

第2条 地域の歴史、民俗、自然等に関する資料を収集し、保管し、及び展示して市民の利用に供し、その教養、調査研究等に資するために必要な事業を行い、並びにこれらの資料に関する調査研究を行うことにより、地域の教育、学術及び文化の振興に寄与するため茅ヶ崎市博物館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
茅ヶ崎市博物館	茅ヶ崎市堤3786番地1

(休館日等)

第3条 茅ヶ崎市博物館（以下「博物館」という。）の休館日及び開館時間は、教育委員会規則で定める。

(特別利用の承認等)

第4条 博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（以下「博物館資料」という。）について、撮影、模写、模造又は熟覧（博物館が展示する資料（教育委員会規則で定めるものを除く。）について、教育委員会規則で定める方法によってする撮影及び模写を除く。以下「特別利用」という。）をしようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認（以下「特別利用の承認」という。）をしないことができる。

- (1) 博物館資料の保全上支障があると認められるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 博物館の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、博物館の管理上支障があると認められるとき。

3 教育委員会は、特別利用の承認をする場合において、管理上必要な条件を付すること

ができる。

(特別利用の内容の変更)

第5条 特別利用の承認を受けた者（以下「特別利用者」という。）は、特別利用の承認を受けた内容の変更をしようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

(特別利用の承認の取消し等)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用の承認を取り消し、又は特別利用を制限し、若しくは中止させることができる。

- (1) 第4条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 特別利用者が第4条第3項に規定する特別利用の承認の条件に違反したとき。
- (3) 特別利用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (4) 特別利用者が偽りその他不正の行為により特別利用の承認を受けたとき。
- (5) 災害その他やむを得ない理由により緊急の必要が生じたとき。

(観覧料)

第7条 博物館が特別の企画により展示する資料を観覧しようとする者（満18歳未満の者及び満18歳以上の者であつて高等学校（専攻科及び別科を除く。次条において同じ。）、中等教育学校（専攻科及び別科を除く。次条において同じ。）、特別支援学校、高等専門学校（専攻科を除く。）若しくは専修学校（専門課程を除く。）又はこれらに準ずる教育施設に在学する生徒又は学生である者を除く。）は、1,000円を超えない範囲内において教育委員会が定める額の観覧料を納付しなければならない。

2 観覧料は、前納とする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(観覧料の減免)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、観覧料の全部又は一部を免除することができるものとし、その額は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校（幼稚部を除く。）又はこれらに準ずる教育施設に在学する児童又は生徒の引率者が教育課程に基づく教育活動のために観覧するとき 観覧料の額の全額
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき その都度教育委員会が定める額

(観覧料の不還付)

第9条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、観覧料の全部を還付することができる。

(目的以外の特別利用の禁止)

第10条 特別利用者は、特別利用の承認を受けた目的以外の目的で博物館資料の特別利用をし、又は特別利用の権利を他に譲渡し、若しくは貸与してはならない。

（販売行為等の禁止）

第11条 入館者は、博物館内において、物品の販売、広告、宣伝、寄附の募集その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

（特別の設備等の制限）

第12条 特別利用者は、博物館に特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を利用しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

（原状回復）

第13条 特別利用者は、博物館資料の特別利用を終了したとき又は特別利用の承認を取り消され、又は特別利用を制限され、若しくは中止させられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会が原状に回復しないことを承認したときは、この限りでない。

（損害賠償）

第14条 入館者及び特別利用者は、博物館資料又は博物館の施設等若しくは備付けの器具を損傷し、又は滅失したときは、教育委員会の指示に従い、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（入館の制限等）

第15条 教育委員会は、入館者が次の各号のいずれかに該当するときは、その入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (2) 博物館資料並びに博物館の施設等及び備付けの器具を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、博物館の管理上支障があると認められるとき。

（博物館協議会）

第16条 博物館法第20条第1項の規定により、博物館に茅ヶ崎市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学校教育及び社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験を有する者

- 3 委員の定数は、10人以内とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年7月30日から施行する。
- 2 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年茅ヶ崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

公民館運営審議会委員	日額	10,000円
図書館協議会委員	日額	10,000円

を

図書館協議会委員	日額	10,000円
博物館協議会委員	日額	10,000円
公民館運営審議会委員	日額	10,000円

に改める。

令和4年6月22日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、茅ヶ崎市博物館を設置し、地域の歴史、民俗、自然等に関する資料を収集し、保管し、及び展示して市民の利用に供すること等により、地域の教育、学術及び文化の振興に寄与するため提案する。

茅ヶ崎市文化資料館条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市文化資料館条例（昭和 46 年茅ヶ崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

茅ヶ崎市民俗資料館条例

第 1 条中「茅ヶ崎市文化資料館」を「茅ヶ崎市民俗資料館」に改める。

第 2 条中「文化的又は自然誌的郷土の」を「郷土の文化的」に改め、「調査し、収集し、研究し、保管し、及び」を削り、「茅ヶ崎市文化資料館」を「茅ヶ崎市民俗資料館」に改め、同条の表を次のように改める。

名称	位置
旧三橋家住宅	茅ヶ崎市堤 4 3 1 8 番地
旧和田家住宅	茅ヶ崎市堤 3 8 8 2 番地
旧藤間家住宅	茅ヶ崎市柳島二丁目 6 番 3 0 号

第 4 条第 1 項中「保管され、又は」を削り、「文化的又は自然誌的資料」及び「文化的資料等」を「文化的資料」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「文化的資料等」を「文化的資料」に改める。

第 7 条及び第 10 条から第 12 条までの規定中「文化的資料等」を「文化的資料」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 7 月 30 日から施行する。

令和 4 年 6 月 22 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、茅ヶ崎市文化資料館の廃止に伴い、施設の名称及び設置の目的を改める等のため提案する。

専決処分の報告について

次のとおり令和4年6月8日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和4年6月22日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金224,334円
- 2 損害賠償の相手方 市外在住の女性
- 3 損害賠償の理由

令和元年9月18日午前1時頃、赤羽根4009番地先において、相手方車両が走行中、路側帯から車道に出ていた雑木に接触し、車両左側面に損害を与えたため、これに対する修理費を賠償したものです。

専決処分の報告について

次のとおり令和4年6月10日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和4年6月22日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金44,000円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の男性
- 3 損害賠償の理由

令和4年3月16日午後3時頃、高田五丁目6番32号地先において、相手方車両が店舗駐車場に入ろうとしたところ、歩車道ブロックが跳ね上がり、車体左下部フレームに接触し、損害を与えたため、これに対する修理費を賠償したものです。

